



富田林民主商工会  
〒584-0036  
富田林市甲田6-1-51  
電話 0721-25-2233  
FAX 0721-25-2830  
HP ton-min@ton-min.jp



### 民商無料法律相談(要予約)

- 6月24日(水) 午後5時から(予定)
- 担当:岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

### 領収書整理・記帳会のご案内

6月23日(火)午後2時~3時

パソコンをお持ちの方は持参して下さい。

夜は扇町でデモがあるため23日は出来ません。

民商事務局:日岡、青砥

また、ピラ配りを行いました。その後は、お茶を飲みながら、今後の活動について話しました。

### 富田林民商 第47回定期総会

6月28日(日)午後1時30分から  
富田林市民会館(松の間)にて行います。是非、ご参加ください。

### 収支内訳書 返還日決定

日時:6月26日(金)  
午前10時から  
場所:富田林税務署

### 就学援助申請日

とき:6月24日(水) 午後7時~8時

場所:富田林市役所 401号室

#### <持参する物>

- ☆家族の名前・生年月日
- ☆保護者の銀行口座番号コピー
- ☆児童の学年・組 ☆印鑑

6月26日(金)午前10時から、富田林税務署で、収支内訳書の返還行動を行います。富田林民商だけでなく、南河内全体で一斉返還を行いますので、当日参加できる方は、是非一緒に返還しましょう。

### 困ったことがあれば民商へ

知り合いや同業者で、お困りの方がいれば民商にご相談ください。

### 建設業の方は必見

#### ●労働保険

民商の事務組合なら事業主や家族従業員でも加入でき、保険料の分割も可能です。

### 収支内訳書とは何か？

### なぜ、出さなくても良いのか

毎年、税務署から送られて来る「収支内訳書」ですが、白色確定申告の時に同時に提出しなければ、今の税務署は確定申告書を受け取りません。「収支内訳書を出してください」と言って、追い返されます。しかし、「収支内訳書」とは、白色申告の個人事業者が、提出するか否かを判断するもので、税務署が指示できるものではありません。にもかかわらず、毎年「収支内訳書を提出して下さい」と文書を送ってくるのはおかしい！税務署に対してハッキリと言いましょ。では、なぜ個人事業者が提出することを決めるのか？それは、1984年の101国会にて「個人事業主に過度な負担をかけない、提出するか否かは本人が決める」このように、国会で付帯決議として、決議されているからです。収支内訳書の督促が来ている方は、ほっとかずに、民商へご連絡下さい。

### 6月14日(日)

### 拡大統一行動で読者増！

6月14日(日)午前10時から、民商事務所にて、拡大行動を行いました。この日は、電話かけで商工新聞の読者を7部拡大に成功しました。